

P41からの注意事項を必ず読んでください。

(用紙A4)

20004

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無	4	1	1	[1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	4	2	1	[1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4	3	1	[1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	1	[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	2	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	1	[1.有、2.無]

健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて「全国建設工事系国民健康保険組合」「全国土木建築国民健康保険組合」「愛知連国民健康保険組合」等に参加している場合は、健康保険については「3 適用除外」としてください。
※減点の対象にはなりません。

若年技術職員の継続的な育成及び確保	4	7	1	[1.該当、2.非該当]
新規若年技術職員の育成及び確保	4	8	1	[1.該当、2.非該当]

CPD単位数取得数

詳細はP40-3をご覧ください。

技術レベル向上者数	5	0	3	5	3	(人)	技術者数	11	8	(人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5	1	3	[1.えるばし認定(1段階目)、2.えるばし認定(2段階目)、3.えるばし認定(3段階目)、4.ブラチナえるばし認定、5.非該当]						
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5	2	2	[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.ブラチナくるみん認定、4.非該当]						
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	3	1	[1.ユースエール認定、2.非該当]						

建設工事に従事する者の就業履歴を業績

[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

初めて許可(登録)を受けた日から審査基準日までの期間(休業等の期間除く)を記入する(年末週の増数は切り捨て)。
H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更生手続開始及び終結の決定を受けた者は、その終結決定日から審査基準日までの期間を記入する(休業等の期間除く)。

初めて許可(登録)を受けた年月日	平成	26	年	6	月	10	日	休業等期間	1	年	5	か月	備考(組織変更等)	
再生手続又は更生手続開始決定日	平成	年	月	日	再生計画又は更生計画認可日	平成	年	月	日	再生手続又は更生手続終結決定日	平成	年	月	日

不要な年号を消す。

休業期間、廃業期間、許可切れ期間等を記入する(年末週の増数は切り上げ)。

H23.4.1以降の申立てに係る再生又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入する。

事業承継、合併、分割、事業譲渡等により、前事業体の営業年数を引き継いでいる場合は、その別と時期、前事業体の名称を記入する。

過去に再生手続又は更生手続終結の決定を受け、営業年数を当該終結日から起算している場合は、「再生手続又は更生手続開始決定日」「再生計画又は更生計画認可日」「再生手続又は更生手続終結決定日」を記載してください。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5	8	2	[1.有、2.無]
指示処分の有無	5	9	1	[1.有、2.無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況	6	0	3	[1.会計監査人の設置、2.経理処理の適正を確保]
公認会計士等の数	6	1	1	(人)
二級登録経理試験合格者の数	6	2	2	(人)

【持参書類】

1 合格証等
・公認会計士、税理士として登録されていることがわかる書面の写し、一級、二級登録経理試験合格者(平成17年度までに行われた(財)建設業振興基金の一級、二級建設業経理事務士試験に合格した者も含む)の合格証明書等の写し又は登録経理講習の修了証の写し若しくは建設業経理士登録証の写し

2 常勤性を確認出来る書類
・申請時直近の健康保険及び厚生年金標準報酬額決定通知書の写し又は住民税特別徴収税額決定通知書の写し
※いずれかの書類がそろわない場合は、個人別、月別の給与額、社会保険額等が確認できるもの(審査基準月を含む6ヶ月分)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均)	6	3	0	(千円)
-------------	---	---	---	------

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6	4	3	
----------------	---	---	---	--

建設機械の保有台数を記載します。
詳細はP40-1をご覧ください。

国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の有無

エコアクション21の認証の有無	6	5	2	[1.有、2.無]
ISO9001の登録の有無	6	6	1	[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	6	7	2	[1.有、2.無]

項番65から67は、審査基準日において、国又は国際標準化機構第9001号及び第14001号の規格により登録されている場合は「1」を記入

注 認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の事業所での認証となっている場合(特定の事業所毎の認証ではあるが、合計したら会社単位となる場合を除く)は、評価対象となりません。

注 項番66及び67の、認証機関は、財団法人日本適合性認定協会(JAB)又は同協会と相互認証している審査登録機関です。

その他の審査項目(社会性等)
「建設機械の保有状況」の記載例

・建設機械の保有状況 記載例

建設機械の保有状況	建設機械の所有及びリース台数	6 4 3 3 台	該当する建設機械の台数を記載します。 建設機械を保有している場合は、様式9 建設機械の保有状況一覧表を作成する必要があります。
-----------	----------------	--	--

○記載できる機械

- ・ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)
- ・ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)
- ・トラクターショベル(バケット容量が0.4立方メートル以上のもの)
- ・モーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)
- ・ダンプ車(自動車検査証の「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレラ」又は「ダンプセミトレラ」と記載のあり、土砂の運搬が可能なもの。(自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等土砂の運搬が制限されているものは不可))
- ・移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上のもの)
- ・高所作業車(作業床の高さが2メートル以上のもの)

・締固め用機械(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー)
 ※ハンドガイドローラーは自走可能のため加点対象となりますが、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため加点対象とはなりません。

・解体用機械(ブレーカ(ブレーカユニットのアタッチメントを有するもの)、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)
 ※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合には重複して加点することはできません。

以上の機械のうち、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの)を締結しているものを記載します。

○持参書類

①建設機械の保有状況を確認できる資料

- ・自ら所有している場合は、建設機械の売買契約書(譲渡契約書)の写し
 ※前回経審受審時に記載がある機械は不要。
 売買契約書(譲渡契約書)がない場合は、購入した事実の分かる書類(領収書等の写し)又は売買証明書(様式8 P89参照)等を提示。(詳細はP45を参照)
- ・リース契約を締結している場合は、リース契約書の写し
 ※審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間の記載があるもの。

②定期検査の実施を確認する資料の写し

- ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械及び解体用機械
 特定自主検査記録表
- ・ダンプ車
 自動車検査証、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項
- ・移動式クレーン
 移動式クレーン検査証
 ※新規の機械(新車)について、審査基準日までの間に検査の期日が来ていない場合は、対象機械であることが確認できる書類(カタログ等)(詳細はP45を参照)

③建設機械の保有状況一覧表(様式9 P90)を作成、申請書に添付

○リース契約の場合の1年7ヶ月以上の使用期間について

審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間が確保できていない場合でも、契約約款等で期間満了後の取り扱いが記載されていれば、評価対象となることがあります。(リース契約書とは別で協定書等を交わしている場合などを含みます。)

【契約約款等の文言の例】

例1 リース期間満了日の○日前までに甲(リース元)乙(リース先)協議の上、契約の更新または返却のいずれかを選択できるものとする。

→契約書内に、リース期間満了後に契約期間の更新が行えることが明示しており、確実に1年7ヶ月以上使用する予定の場合は評価対象とする。

例2 リース期間満了後は、乙(経審申請者)において、当機械を買い取るものとする。

→評価対象とする(確実に買い取る予定であることが前提)。

※書面上確認ができて、実際には返却することになっており1年7ヶ月以上の使用期間がない場合は、対象の機械に含めることはできません。(虚偽の申請をした場合は処分の対象となります。)

その他の審査項目(社会性等)
若年技術職員の継続的な育成及び確保(項番47)、新規若年技術職員の育成及び確保(項番48)
の記載例

記載例

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 7 ³ [1. 該当、2. 非該当] 新規若年技術職員の育成及び確保 4 8 1 [1. 該当、2. 非該当]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">技術職員数(A)</th> <th style="text-align: left;">若年技術職員数(B)</th> <th style="text-align: left;">若年技術職員の割合(B/A)</th> </tr> <tr> <td>7 (人)</td> <td>3 (人)</td> <td>42 (%)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-top: 1px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">新規若年技術職員数(C)</th> <th style="text-align: left;">新規若年技術職員の割合(C/A)</th> </tr> <tr> <td>1 (人)</td> <td>14 (%)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)	7 (人)	3 (人)	42 (%)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">新規若年技術職員数(C)</th> <th style="text-align: left;">新規若年技術職員の割合(C/A)</th> </tr> <tr> <td>1 (人)</td> <td>14 (%)</td> </tr> </table>			新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)	1 (人)	14 (%)
技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)												
7 (人)	3 (人)	42 (%)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">新規若年技術職員数(C)</th> <th style="text-align: left;">新規若年技術職員の割合(C/A)</th> </tr> <tr> <td>1 (人)</td> <td>14 (%)</td> </tr> </table>			新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)	1 (人)	14 (%)								
新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)													
1 (人)	14 (%)													

技術職員数(A)のうち、若年技術職員数(B)の割合を記載します。
(B) ÷ (A) × 100

別紙二 技術職員名簿から、該当する人数を数えて記載します。

技術職員数(A)のうち、新規若年技術職員数(C)の割合を記載します。

○記入方法

○若年技術職員 → 審査基準日において満35歳未満の技術職員

○新規若年技術職員 → 若年技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった者

項番47 若年技術職員の継続的な育成及び確保

若年技術職員の割合(技術職員名簿に記載の技術職員のうち、若年技術職員の数で技術職員全体の人数で割ったもの)が15%以上の場合に該当となります。

項番48 新規若年技術職員の育成及び確保

新規若年技術者の割合(新規若年技術者の数を技術職員全体の人数で割ったもの)が1%以上で該当となります。

○持参書類

①技術職員の生年月日の確認資料

申請時直近の健康保険及び厚生年金保険標準報酬決定通知書の写しの持参が必要です。

②新規に技術職員となったことの確認資料

今回の審査基準日の前年同日を審査基準日とする経営事項審査申請書の技術職員名簿と比較し、新規技術職員であることを確認します。初めて経審を受ける場合、決算期を変更するなどして前回の審査基準日が前年同日ではない場合は以下の書類をお持ちください。

- ・資格を取得したことがわかるもの(合格証、資格者証など)
- ・雇用された日がわかるもの(雇用契約書、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書など)

※今回の審査基準日で初めて技術職員名簿に掲載される方でも、初めて経審を受ける場合や、過去の経審時の記載漏れなどの場合で、今回の審査対象事業年度以前に技術職員の要件を満たしていた場合については、新規掲載者には該当しません。

その他の審査項目(社会性等)
CPD単位取得数(項番49)、技能レベル向上者数(項番50)の記載例

- ・知識及び技術の向上に関する取組（項番 4 9）

CPD単位取得数 4 9 ³ ⁵ 8 0 ¹⁰ (単位)	技術者数 ¹¹ 8 ¹⁵ (人)
---	--

○記入方法

- ・項番 4 9
 「CPD単位取得数」・・・「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者一人当たりが、審査基準日以前1年のうちに取得したCPD単位数の合計。
 別紙二「技術職員名簿」と様式10「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載されたCPD単位数の合計です。（計算方法はP110～P111をご覧ください。）

 「技術者数」・・・規則第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当するものを除く。）の数を記載。（P40-4、P40-5参照。）
※項番49の参考資料として様式10「CPD単位を取得した技術者名簿」を提出します。
（技術職員名簿に記載した者以外に技術者がいない場合は添付不要です。）

○持参書類

- ①「技術者数」に記載された者について、審査基準日以前1年間に取得したCPD単位取得数を証する書面（CPD認定団体による取得単位数証明書、CPD認定団体運営のWebページ等の取得単位数確認画面の出力等）
 ※審査基準日以前1年間に取得した単位が特定できる必要があります。
- ②「技術者数」に記載された者について、雇用期間を確認する書類
 （確認に必要な書類は別紙二「技術職員名簿」と同じです。[P16参照]）

- ・技能の向上に関する取組（項番 5 0）

技能レベル向上者数 5 0 ³ ⁵ 3 (人)	技能者数 ⁹ 6 ¹⁰ (人)	控除対象者数 ¹⁵ 1 ²⁰ (人)
---	---	--

○記入方法

- ・項番 5 0
 「技能レベル向上者数」・・・「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者のうち、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価の区分が審査基準日の3年前の日において受けている区分より1つでも上がった者の数を記載。
 「技能者数」・・・審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であって、規則第14条の2第2号又は同条第4号に規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を記載。（P40-4、P40-5参照。）
 「控除対象者数」・・・審査基準日の3年前の日以前に既に認定能力評価による評価が最上位の区分（レベル4）であった者の数を記載。

※認定能力評価基準による評価を受けていない者も、最も低位の区分（レベル1）として技能者数の対象に含めます。
※項番50の参考資料として様式11「技能者名簿」を提出します。

○持参書類

- ①「技能者数」に記載された者について、審査基準日以前3年間に認定能力評価基準により受けた評価（建設キャリアアップシステムにおける技能者レベル）が上がったことを証する書面の写し
- ②「技能者数」に記載された者について、雇用期間を確認する書類
 （確認に必要な書類は別紙二「技術職員名簿」と同じです。[P16参照]）
- ③審査基準日時点で稼働していた工事に係る施工体制台帳の作業員名簿等
 （該当する書類がない場合は添付不要です。）